

「なる」の意味変化：「文法上許容ニ関スル事項一六」の場合

春日，和男

<https://doi.org/10.15017/12277>

出版情報：語文研究. 18, pp.72-82, 1964-08-31. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

「なる」の意味変化

——「文法上許容ニ関スル事項一六」の場合——

春 日 和 男

「文法上許容ニ関スル事項」(明治三十八年十二月二日官報掲載、文部省告示第百五十六号)の最終条項である一六に

「トイフ」トイフ語ノ代リニ「ナル」ヲ用キル習慣アル場合ハ之ニ従フモ妨ナシ

例 イハユル哺乳獸ナルモノ 顔回ナルモノアリ

と謳ふ所がある。いはゆる「許容事項」全体については、その内容や処置において、こんにちから見れば、種々なる問題もあらうし、いづれ更新補遺を必要とする性質のものもあらうと思ふ。しかし一六については、例文にも明らかやうに、われわれの生活語の中にも、同類の表現はしばしばあらはれることがある。ここにラ変活用語研究の一端として、指定の助動詞「なり」のかかる用法における意味変化の実態を探ってみることにした。

ところで、右の例文における二つのナルは、厳密にはかなり性質が異なる点のあることをはじめに指摘しておかねばならない。まづ前者「イハユル哺乳獸ナルモノ」についていへば、連体詞イハユル

の冠せられてゐることが相違点として直観されるのであるが、それは暫く後廻しにして、単に「哺乳獸ナルモノ」と「顔回ナルモノ」を比較した場合、その各のナルの承接する体言の性格が異なることも挙げられねばならない。即ち前例では、「哺乳獸」といふ一般の呼称する普通名詞であるのに対して、後例は「顔回」といふ特殊な個人名で、固有名詞であることである。従つて前例に「哺乳獸ナルモノ」と口語の指定のデアルに置き換へても、意味を損ふことはない。また「哺乳獸」といふ範疇に所属する意味にとつても、支障は起らない。

しかるに、後例では「顔回デアルモノ」と置き換へると、いかにしても表現が落着かないのであつて、ここにおけるナルこそ特殊な用例であるといふ感じが強い。それは全くナルに上位する体言の性格によるのであつて、一般に個人の名前または特異な呼称の下に指定辞「なり」の連体形ナルを置いて、単独に「太郎デアル者」といふ表現はしないからである。そのやうな時には「太郎トイフ者」とトトイフの抽象化した指定辞を用ゐるのが常である。ただし姓氏だ

うたてもの給ふかな所謂あて宮ぞかし。(うつほ藤原の君 同一・二一四P)

いはゆる暁天落花・雲閣郭公・海上明月これらのごとくは、第二の文字はかならずしも読まず。(無名抄 歌論三七P)

など、どの成分間にあつても、トイフとは無関係である。漢文訓読において、また国文においても「イハユル……トイフ」といふ呼応は、もともと必然性のあるものではなく、それは主として「所謂……者」のごとき漢文の字面について、主格を提示する際に著しい傾向をあらはすものの、むしろ「所謂」が主格を提示する「者」字に伴つて生じた為であつて、イハユルとトイフの呼応関係ではないのである。つまり「者」字の主格指示によつて生じたトイフハ・トイハ・トハ等の補説に偶然従つた形と見るべきものであらう。

以上の事實は、文例の「イハユル哺乳獸ナルモノ」におけるナルの特例として、それがトイフに置き換へられる必然性はない証左に他ならず、文例としてやや適當を欠く恨みを持つことになるのではなからうか。これは他面小考におけるナルの特例を「体言十者」なる主格提示の漢文訓読形の一本において追及することになつた主因をなすものである。やや結論を急いだ形になるが、「顔回ナルモノ」のごとき連語は、「者」字に対する訓が将来したものであらうといふ見通しの可能性が生じるわけでもある。

註1) 時枝誠記「日本文法文語」一二七Pにイフの助動詞的用例が掲げられてあるが、それらとは別に指定辞タリ(トアリ)に相当するものと見るべきであらう。

- 2) この用例は、大坪併治、中田祝夫両博士の労作に負ふ。
- 3) 大坪併治 トイフハ・トイハ・トハについて(訓点語の研究 一八九P以下)参照。
- 4) 石山寺旧藏本(架蔵本)は訓読構文が異なるため比較しない。

二

許容事項に示されたナルの特殊例については、主として現行普通文法改訂案調査報告の一(明治三十八年・以下略して調査報告といふ。)第十四にその用例と許容に至つた経緯の大略が述べられてある。その要旨を左に列記すれば、

- 一、中古に用例がない。(玉敷・玉敷窓の小篠より引用。)⁽²⁾
- 二、後藤点・一斎点等の首訓による誤用である。(広日本文典より引用。)⁽³⁾
- 三、「也者」といふ助字の訓が誘発したか。⁽⁴⁾

四、閑田耕筆(伴蒿蹊)・西遊記(橋南溪)・桂林漫録(桂川中良)等の散文に用例が見える。⁽⁵⁾

五、中古の「在原なりける男」・「ふなぎみなる人」・「母なる人」等身分や資格をあらはす体言に接続した指定の「なり」が誤用された。

六、右のやうな場合、特に「名は・職は」といふ主語が省略された。

等である。このうち一および四については、用例の問題として暫く措き、その成立原因として、まづ二および三から検討を行なはうと思ふ。

ここでは、いはゆる後藤点・一齋点を含めて、近世における漢文訓読の用例を四書に求めることにした。四書を選んだ理由としては次の諸項目を掲げたい。即ち

1 訓読を比較する際、この方面の資料は豊富であり、字例や文例が一往整ってゐる。特に「顔回ナルモノアリ」は論語の中の訓読例から採用されてゐる。

2 近世における有名な儒学者の訓法乃至註釈が四書に一貫して見られる。

3 中にてくる文例が比較的人口に膾炙した名句が多いこと。などである。以下それらの文例を列挙する。

イ 哀公問弟子孰爲好學。孔子対曰有顔回者好學。(論語 雍也六・先進十一)

ロ 嬖人藏倉者諍曰……。(孟子 梁惠王下)

ハ 嬖人有藏倉者沮人。(同 章下)

ニ 晋人有涓婦者。善搏虎。(同 尽心下)

ホ 所謂大臣者以道專君。(論語 先進十一)

ハ 世俗所謂不孝者五。(孟子 離婁下)

ト 道也者不可須臾離。(中庸 一)

チ 中也者天下之大本也。……和也者天下之達道也。(中庸 一)

リ 夫政也者蒲蘆也。(中庸 一九)

又 孝悌也者其仁之本歟。(論語 学而一)

ル 友也者友其德也。(孟子 万章下)

ヲ 孟子曰仁也者人也。(孟子 尽心下)

文例として右の十二例を限り、重複した形のもの、なるべく一個所にまとめた。その抽出した理由については、次のこと基標準による。

a まづ用例としての「所謂哺乳獸ナルモノ」および「顔回ナルモノアリ」と同類の訓法が与へられるべき字面であること。即ち主語を提示する場合に「固有人名十者」(イ→ニ)の形式をふんだ字面と、「所謂十名詞十者」(ホ・ハ)の形式をふんだ字面とを抽出したこと。特に後の形は当面の問題に必然性の少ないものであることは、前節において証明したところであるが、なほ参考までに掲げた。

b 調査報告書に述べられ「也者」の字面(ト→ヲ)を持つもの。即ち同書の要旨にしたがって三として掲げたものに相当する。

c 右 a および b の諸条件を充足する文例のうち、その訓法の諸家において多少異同が認められるものであること。

などである。c における諸家とは、近世儒学者の比較的訓法の顯著な六人に限り、それを著述の中に求めることにした。

後藤点(後藤芝山) および一齋点(佐藤一齋)は調査報告の中で言及されてある所であるが、道春点(林羅山の訓点を忠実に伝へたものであるか否か、古義や発揮の点が仁斎の訓法そのものであるか否か等々せんさくすべき難問は幾多あるわけである。然し國語学の資料として見た場合には、そのやうな儒学者の問題よりも、それらの注釈、訓法の何時公表されたものであるかといふ年代こそが、重要

な意味を持つものであるといふことも付加されなければならない。
 なほ正平刊本は、論語のみ明応三年（一四九四）三條西実隆移点に

よるヨコト点（博士家点の分類）でされた古訓の例として引用し
 ておいた。整理して左の如き一表にまとめてみた。

訓 読 比 較 表 （空欄は施訓なきもの）

諸点	文例		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	備	考
	ト云	ヒト														
正平古点	ト云	ヒト					ハ					ハ			論語のみ	
明暦刊本	ト云者	ト云者	ト云者	ト云者	ト云者	ト云者	ハ	ト云者	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	四書大全	
道春点	ト云者	ト云者	ト云者	ト云者	ト云者	ト云者	ハ	ト云者	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	文化五・四書集注	
惕齋点	ト云者	ト云者	ト云者	ト云者	ト云者	ト云者	ト云者	トハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	示蒙句解（元禄三年序）	
仁齋点	トイフ者	トイフ者	トイフ者	トイフ者	ナル者	ナル者	ハ	ナル者	トハ		トハ	ハ	ト（ハ）	トハ	享保五・古義および發揮	
後藤点	ナル者	ナル者	ナル者	ナル者	ナル者	ナル者	ハ	ナル者	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	嘉永五・四書集注	
山崎嘉点	ト云者		ト云者	ト云者	ト云者	ト云者		ナル者							嘉永七、四書集注	
履軒点	トイフ者	トイフ者	トイフ者	トイフ者	トイフ者	トイフ者	ハ	ノ者	也ル者	也ル者	也ル者	也ル者	也ル者	也ル者	四書蓬原	
一斎点	ナル者	ナル者	ナル者	ナル者	ナル者	ナル者	ハ	ノ者	也ル者	也ル者	也ル者	也ル者	也ル者	也ル者	安政二・四書集注	

さて右表において注意したいのは、伊藤仁斎の点である。これは享保庚子（五年）初刊の京兆文泉堂発行の版本に従ったが、巻末に古義堂蔵板の朱印を押捺して「每部有^二図章記号^一。無^レ是者屬^二贗本^一。」とあり、一往信憑に値ひするものである。ただ例文二の個所を「馮婦ナル者」（古義七ノ二十三）と訓んでゐる点が破格である。これは、個人の名前を「ナルモノ（者）」で受けた訓法として管見では最古の例となる。また例文へにおいても「ナルモノ」といふ訓が見えるが、前例とは異なつて、「所謂」の後についた例であるから、「イハユル哺乳獸ナルモノ」と換を^二にする。在来の訓（明曆刊本、道春点、楊齋点など）の「ト云者・トハ」に相当する所であるから。一往トイフに振り替へられる例となる。然し、既述のやうにこのナルはどこまでも指定の助動詞「なり」の連体形とみられるから、口語で「不孝ナ者」といひ換へられる。中井履軒の水哉館の点や、一齋点が「不孝ノ者」と訓んだのに対照すると、このナルはトイフに應じたものといふよりも、「不孝」を体言またはそれに準ずる形容動詞語幹と見たともいへるわけであるから、指定の助動詞と考へた方が穩当であらう。

これに対して、文例二は特殊な固有名詞に接続した例であつて、少なくとも「馮婦ナ（デアル）モノ（者）」とは口語訳の利かない所であるから、性質が異なる。履軒も一齋も共にナルと訓んでゐる点が異常である。ともあれ、一般の普通名詞とくに状態性の強い体言を「者」字で受けて、トイフとナルの両訓が生じ、そのナルが特殊な固有名詞（名前または呼称）などに用法の拡大統一をみることに於いて、叙上のごとき變則な用例ができたことは、意味變化

の一要因と考へることが可能であらう。つまりナルとトイフの意味的接觸の機會は、このやうな漢語を語幹（体言）とした形容動詞の場合にも生ずることは事實である。そして、そのやうな兆しが享保五年（一七二〇）の古義の板本に見えることは注目してよいと思ふ。後の山崎闇斎の点にこの種の訓が見えることも同然である。

註1) (十四) といふといへる及ビのノ代ニなるヲ用キルコト

2) 今世の人の文にたとへば京の人、大阪の人のことを、「京なる某」「難波なる某」とかくは、六かたよろしからず。(中略)さぞばこれは「京の某」、「難波の某」とかくぞよろしきを、かやうの所を「の」といふはをさなきやうに心得ためるは、中々ひがこころえなり。(玉霞) (調査報告五五P—五六P)

(勢語) あるしのはらからなるあるしまうけし給ふとき、て、殿上にさふらひける在原なりける男の、友たちなる人。(土佐日記) ふなきみなる人、(源氏帯木) 姉なる人(同東屋) 母なるもの(同橘姫) 右近のそうなる人(同浮舟) 六内記なる人(更科日記) めのとなる人。あまなる人(宇治拾遺) 六隅守なる人(とりかへはや) 母なる人これらの例によりてかくへし。

(玉霞窓の小篋) (五六P)

- 3) 「顔回なる者あり」「鈴木なる者来りて」明倫館なる学校を建てて」ナド用キルハ非ナリ。(中略) 語ヲ成サズ。是等ハ「顔回といふ者」「鈴木といふ者」「明倫館といふ学校」トヤウニアルベシ。古訓点ニハ「顔回者ト云」ナドアルナリ。(顔回者ナドアルハ、「一齋点ナドノ育訓ナリ」(広日本文典) (五六P) 4) 或ハコレラノ「也者」ハ古来「といふ者」「といふは」ト訓ジ米レルガ、冗長ナルニヨリ仏経ノ訓点ニモ往々

夫レ甚深ナル也者ハ庶曠峻高ナル也者蘇迷広大ナル也者虚空云々
(秘藏宝鑰)

ナドアレバコセラニヨリタルニテモアランカ。(五七P)

この訓点(秘藏宝鑰—石山寺本か—)については未詳。

5) 重厚なる人東奥行脚の話に(閑田耕筆一)京に中村某なるもの奢侈に過ぎて(同上)

鹿兒島にありし時森下見流なる人の家に招かれ種々馳走の上、宝生といへる法師を呼びて琵琶をひかせり(楠南翁西遊記)

求法ノ沙門昌住ナル者ノ撰ナリ云々、東都ノ村田春海ナル者云々、揖取魚彦ナルモノ云々(桂川中良 桂林漫録)(五六P)

三

次には「也者」の字面について検討を加へる。調査報告の要旨三に挙げたものであり、同書ではこの字面のもたらした訓法について、かなり重く見てゐるやうに思はれる。

右表によれば、履軒と一斎がすべて「也ル者」(ナルモノ)と訓んでゐる。「也」字の訓を活用させて、連体形のナルにもつてくることも特色があるが「者」字については訓がないので、あるいはナルハといふ訓法も考へられないではない。然しその場合でも、ナルの価値はいささかも変じてゐないのであつて、いはゆる助字に活用語としての訓を与へたことになる。

ただここで注意したいのは、後藤点にそのやうな訓法が見られなといふことである。少なくとも、後藤点に關する限り、ナルの特殊訓法は「者」字に關する場合だけで、「也者」の字面では起つてゐない。また「也者」に上位する体言は、名詞一般であつて、固有の氏名でないことも、性格の違ふ点である。履軒の点では「者」字

に対しては「トイフモノ(者)」であり、「也者」に対しては「ナルモノ(也ノ者)」であることが後藤点の場合と反対であるが、これは水哉館の特殊訓法ともいふべき例外ではないかと思ふ。少なくともこの場合の適例とはなし難いやうに思ふ。享保五年の古義に「者」字がナルモノと付訓された事實を重んじなければならぬ。以上のごとき諸点より、「也者」の字面に対するナルモノと付訓することが「者」字に対する訓法に影響したと見ることはむしろ逆でこそあれ、決して正しい考察とは思はない。

更に付加すれば、助字弁略には文例又を引用して、「孝悌也者 此是語之頓挫」と見えるが、「也者」は頓挫即ち句切りとしての説明がなされてゐるのみで、「者」字の用途および用例の多岐なるに比すべくもない。四書においても「也者」の用例は全部で約十例であるのに対し、「者」字の用例の雑多なることには比すべくもない。本考が引用したものは人名といふ特殊なものに限つたのであるが、ともかくそのやうに優勢な用字の訓法が劣勢な用字の訓法から影響を蒙るといふことは不合理であつて、訓法の変化、延いては語の意味変化の理由として挙げるには、やや理由が薄弱であるやうに思ふ。以上の諸事情から「也者」なる字面の訓がナルの特殊な用法を將來したと考へることは妥当でないと思ふ。

四

次には、調査報告の要旨四として掲げた一般の散文にあらはれたこれらナルの文例は、閑田耕筆・西遊記・桂林漫録等徳川時代中葉以後のものに見えるといふことに關して、補足をしようと思ふ。こ

これらの諸書に見る用例よりも更に古いものとして、より一般的なもの、誦本としての雨月物語の中に上田秋成が好んで用ゐてゐるといふ事實である。このことについては従来余り注意されてゐないので、氣付くままに列挙しておく。

勝四郎が妻宮木なるもの（浅茅が宿 日本古典文学大系本上田秋成集六〇P）

季子作之治なるものが生長（仏法僧 七七P）

一子正太郎なるもの（吉備津の釜 八七P）

袖なるもの（同上 九〇P）

三郎の豊雄なるもの（蛇性の姪 九八P）

巨勢の熊鷹なるもの（同上 一〇八P）

采女富子なるもの（同上 一一六P）

のごとく個人の名前を提示する際、成分に闕せずしばしば用ゐられてゐる。しかもかかる用例は、秋成における他の作品にはあらはれない。雨月が強ひて漢文意識のもとに構文された一証ともなるのであらうが、それは繙案物語といふ内容にも由来するのであらう。もとより雨月にも

丈部左門といふ博士あり。（菊花の約 四八P）赤穴宗右衛門といふ者なるが（同上 四九P）勝四郎といふ男ありけり。（浅茅が宿 五九P）雀部の曾次といふ人（同上 五九P）漆間翁といふ人なり。（同上 六八P）興義といふ僧ありけり。（夢窓の鯉魚 七〇P）井沢庄太夫といふものあり。（吉備津の釜 八七P）彦六といふ男あり。（同上 九〇P）六宅の竹助といふ人在りけり。（蛇性の姪 九八P）快庵禪師といふ大徳の聖おはしませしけり。

（青頭巾 一二二P）岡左内といふ武士あり。（貧福論 一三二P）等トイフを用ゐた氏名の提示法もあるのである。これらトイフの上位が氏名で、下は人あるいはその身分・職業などをあらはす博士・武士・僧・大徳等の語に接続してゐるのは、ナルの場合が多く「個人名十ナル十もの」の定型であるのと異なる点であり、それも「なるもの」と仮名書きであるのは、一種の漢文の補誦の例に模つたものであらうか。またその間には待遇上の相違もあつたのではなからうか。ともあれ、これこそ「顔回ナルモノ」と同じ形式による漢文訓読調の一顕現であらねばならない。このような語を用ゐた秋成の雨月における姿勢は、また格別であつたといふべきであらう。彼の文章にしばしば独自の語法的破格がみられることは従来指摘されてゐる所ではある。しかし、その内容および文体には、彼なりに推敲吟味を経たものがあつて、ここにおけるナルの用法などは、決して文法的破格といふべきものではなく、当時の新しい漢文訓読調を意識的に採用した個所であらねばならない。雨月物語の刊行は安永五年（一七七六）であるから、少なくとも西遊記の寛政三年（一七九一）より十五年溯り得て、仁齋の古義の享保五年（一七二〇）より五十二年の後といふことになる。従つて概括的にいへば、十八世紀中葉において、かかる用語が漢文訓読の方面に漸く滲透してきたものとみなして六過ないものやうである。秋成の儒学歴は正統なものではなかつたとはいへ、都賀庭鐘に師事し、嵩嶽とも交はり、履軒にも関心を寄せてゐたことは胆六小心録等の記事によつても明らかであるから、その漢文口調の中にこのやうなものが入るのは、別に不思議とすべきものではない。序に秋成の春雨物語では、

一人子あり、五藏といふ(死首のゑがほ 一八一P)

山田の長とといふ人あり(捨石丸 一九一P)

宮木と云ふ遊びめは(宮木が塚 二〇〇P)

のごとくトイフを用ゐて決してナルを用ゐない。例へば「母も藤原なる人にて」(宮木が塚二〇一P)はその中における特色ある表現であるが、これも伊勢物語十段の「父は直人にて母なん藤原なりける」から採られた文であれば、彼の「殿上にさぶらひける在原なりける男の……」と同巧異曲である。このナルはもとより指定の助動詞であつて、藤原といふ姓氏を指示してはゐるが、その氏について所屬乃至出身を示すもので、どちらかといへば、身分を示す語である。従つて特にとりたてて、「藤原トイフ・在原トイフ」と改まつて紹介する筋合ひのものではなく、万人周知の高貴な家柄を示して品別を与へたもの、いはば形容動詞的でさへある「藤原なる」であり、「在原なる」であると見られる。「顔回ナルモノ」のやうにトイフに置き換へられるものとは異質のものであると考へる。即ち「個人名十ナル十モノ」の型は、右のやうな形式から峻別しておかなければならない。

註1 胆大小心録三(二五三P)二七(二六八P)参照。

五

調査報告における要旨五・六および一の検討をしようと思ふ。

「ふなきみなる人」「母なるもの」、「友たちなる人」のごとき資格をあらはす名詞に接続したナルの例は、もとより指定の助動詞として見るべきであり、これらがトイフといふ語と交替すべき必然性

はない。中古(上古も同じ)ではトイフと同義のナリには、活用言の終止形を承接したナリ(いはゆる伝聞推定のナリ)があつて、土左日記冒頭の「男もすなる日記といふもの」が定家本で「男もすといふ」に改められたがごとき周知の例が示す通りである。もとよりこれは指定のナリと同列のものではない。つまり中古では、一般に普通名詞から接続した指定のナリは、特に新たに紹介強調する場合のトイフと同義に置き換へられるものではあり得なかつた。

つぎには、このやうな指定のナリの上に、「名は・職は」等の主格に相当する部分があつて、その省略された形と見ることはいかがであらうか。例へば

我が名はこらんなり(古本竹取物語、流布率うかんるり)
のごとき文の変化形として「(名は)こらんなる我(もの)」といふ文を成立させるのであらうが、これはやはり形式的に過ぎた強率の論であらう。もしそれを可とするならば、「母なるもの・兄なる人」等にも何等かの主語の省略を想定しなければならぬ。すでに見たやうに、トイフにおきかへられるナルの成因には、更に直接的な方面があつたことを知れば、かかる考慮は不必要である。

但し、右の場合、次のやうな例もあることは注意しなくてはならない。それは、地名による固有名詞をナルで承接して、そのナルが時にトイフと置き換へられる可能性を持つことである。梅沢本説話集の第一話大斎院のごとの後の部分に次のやうな一節がある。

そのとしのふゆをりさせ給てむるまちなる所におはしまして(若波文庫本 古本説話集二三P)

の「むろまちなる所」は「室町に在る所」の意で、所在をあらはすナルとされるが、今昔物語集のここに相当する箇所は、

其ノ後、其ノ年十一月ニ忍ヒテ齋院ヲ出サセ給テ□□下室町ト云所ニ御マシテ(今昔十九・十七 古典文学大系本今昔四・九七 P)

となつてゐる。もつとも丹鶴本では、ここが「室町ト云ナル所ニ」とあつて、あるいは「いふなる」(終止形承接の伝聞推定)のナルの残存かともうたがはれる節もあるが、地名をナルで承接した形はトイフと置き換へられやすい。然しこれはナルを挿んで上は地名下は「所」という形式体言であつて、固有名十ナル十モノと同列にあるものではない。ナルにトイフの意味を帯びさせる側因とはなり得ても、主因とは到底なり得ない。⁽¹⁾

註1 「むかし、むさしといふ男、京なる女のもとにきこゆればはづかし、間ねばくるしとかきて、上にぎに武蔵坊へんけいとかきて、ほそ心ざしをこせてのち」(仁勢物語上近世文芸叢書第七四P以下)とあるのは伊勢物語十三段「昔、武蔵なるをとこ、京なる女のもとに」の変形であるが、ナルの意味変化の直接の資料ともならうか。(石川八朗君報告)

六

上述のことをまとめて結論とする。

1 「顔回ナルモノ」のごときトイフに相当するナルは近世の漢文訓読がもたらした特例であつて、早くは伊藤仁斎の古義の点など

にその片鱗をあらはし、殊に上田秋成が雨月物語の中でいはゆる雅文の中に用いた例は、文体上注目すべきこと。

2 この訓法は、固有名詞、とくに氏名を指示する際に起こつたもので、その際漢文の助字たる「者」字をモノと一律に訓む所にその直接の原因がある。殊に一般の普通名詞を「者」字で受けた字面、例へば

識^ル其ノ六ナル者ヲ(論語 子張十九) 子夏曰可^{ナル}者興^ル之其不可者拒^レ之(同) 予^ハ天民ノ^ニ之(先覺ナル者也(孟子万章上) 孟子曰有三喜^ル者^ハ人ナル者^ハ一(孟子 尽心上) (以上後藤点)のごとく、状態性の強い体言、いはば形容動詞の語幹を含めて、一律にナルと訓む傾向になつたものであつて、それはまさに「顔回者」のごとき字面にまづ生起したと見るべきであらう。

3 「也者」のごとき字面がナルモノと訓まれたのは、むしろ字訓の上で符合したための二次的訓法であつて、このやうな文面の上にナルモノといふ訓が胎生したのではない。

4 「所謂哺乳獸ナルモノ」は用例として適當でなく、むしろ「所謂……者」といふ漢字面の「者」字が主格を提示することによつて、この訓法と結びつく結果になつた。イハユル……トイフモノ・イハユル……ナルモノ・イハユル……ノモノ等の訓が見られ、純粹にトイフに置き換へられるべき必然性はない。殊に漢語による形容動詞語幹が準体言として適用する事象と揆を一にして、これらの諸訓が成立したとみられる公算は多い。但しこのやうな事象はナルの意味変化の上で間接的な影響を与へ得たであらうが、直接的要因とはなり得なかつた。因みに終止形接続のナリ

はトイフに置き換へのきくものではあるが、指定の助動詞「なり」とは別語と見る立場では当然埒外に置くべきものである。

序をもつていへば「文法上許容ニ關スル事項」そのものも、新しい言語的事實の發生に伴つて、頭書に述べたごとく当然更新補遺を必要とすべき性格のものであらうから、そのやうな見地からも再度の検討を加ふべきであらうと思ふ。

——一九六四、七、五、——

註1) 「者」字についてはその他

凶服ノ者(論語十郷党) 君一子一者(同先進十二) 先覺スル者(孟子万章上古義点) 謳歌スル者(同)のごとき体言または用言としての訓法がある。

註2)

「イハユル哺乳獸ナルモノ」の代りに「月日のたつは」「光陰矢ノ如シ」なる言葉の通りなり。」のごとき例文を入れるのもよいと思ふ。但しこれは述べた所とは別に句や文に生じた新しい類推的用法と思ふ。

付記

本稿は去る昭和三十七年十月二十六日瀧岡に開催の訓点語学会に「顔回ナルモノ」ナル訓といふ題で用意したが、都合により発表に至らず、翌三十八年五月十一日、九大国語国文学会総会の際において発表した。発表後中村幸彦教授、石井和男氏、石川八朗君等より有益なる助言を頂いたことを記して謝意を表す。